

令和8年第1回

宇土市議会定例会議案

令和8年2月16日招集

令和8年第1回市議会定例会議案目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第9号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第1号 令和7年度宇土市一般会計補正予算(第9号) について	1 別冊
議案第10号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	2
議案第11号	宇土市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について	4
議案第12号	宇土市行政手続条例の一部を改正する条例について	13
議案第13号	宇土市文書管理条例の一部を改正する条例について	15
議案第14号	宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例について	16
議案第15号	宇土市犯罪被害者等支援条例について	18
議案第16号	宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	21
議案第17号	宇土市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	24
議案第18号	宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	34
議案第19号	宇土市予防接種健康被害等調査委員会設置条例について	35
議案第20号	宇土マリーナ条例の一部を改正する条例について	38

議案第 2 1 号	宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について	4 1
議案第 2 2 号	熊本広域行政不服審査会の共同設置について	4 2
議案第 2 3 号	熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について	4 6
議案第 2 4 号	辺地総合整備計画の変更について	4 7
議案第 2 5 号	令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 0 号）について	5 0 別冊
議案第 2 6 号	令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	”
議案第 2 7 号	令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について	5 1 別冊
議案第 2 8 号	令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	”
議案第 2 9 号	令和 7 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）について	5 2 別冊
議案第 3 0 号	令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）について	”
議案第 3 1 号	令和 7 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について	5 3 別冊
議案第 3 2 号	令和 8 年度宇土市一般会計予算について	5 4 別冊
議案第 3 3 号	令和 8 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について	”

議案第 34 号	令和 8 年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について	55 別冊
議案第 35 号	令和 8 年度宇土市介護保険特別会計予算について	〃
議案第 36 号	令和 8 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について	56 別冊
議案第 37 号	令和 8 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について	〃
議案第 38 号	令和 8 年度宇土市水道事業会計予算について	57 別冊
議案第 39 号	令和 8 年度宇土市下水道事業会計予算について	〃
報告第 1 号	債権の放棄について	58

議案第9号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第1号

専 決 処 分 書

令和7年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月20日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第 10 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 50 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

鳥獣害防止対策協議会委員		
都市計画審議会委員		

」を

「

都市計画審議会委員		
-----------	--	--

」に、

「

期日前投票立会人		
----------	--	--

」を

「

期日前投票立会人		
開票立会人		

」に、

「

産業医	月	26,800円
福祉事務所嘱託医	月	54,560円

」を

「

福祉事務所嘱託医	月	54,560円
----------	---	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

附属機関の委員等の見直しを行ったため、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第 1 1 号

宇土市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

宇土市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
(宇土市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 宇土市職員等の旅費に関する条例（平成 1 2 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「在勤公署」の次に「（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第 3 号中「職員が」の次に「退職し、又は」を、「場合において、」の次に「その職員又は」を加え、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 4 号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが」に改め、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 項第 1 号中「以下」を「この号及び次項において」に改め、同項第 3 号中「当該職員の遺族」を「当該遺族」に改め、同条第 4 項中「公務」を「、公務」に改め、同条第 6 項を次のように改める。

6 第 1 項、第 2 項及び前 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第 3 項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第 3 条第 7 項中「者が、」の次に「旅行中」を加え、「やむを得ない」を「規則で定める」に、「次に掲げる額」を「規則で定める金額」に改め、同項各号を削り、同条に次の 1 項を加える。

8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までに規定する場合において、市が旅行役

務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する」を「の変更をする」に、「場合は」を「場合で、前項の規定に該当する場合には」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更（取消しを含む。）」を「その変更を」に改め、同条第4項本文中「これを変更」を「その変更を」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない」に改め、同項ただし書中「これを提示する」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条第1項を次のように改める。

旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種類及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第7条第2項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項を次のように改める。

旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認

識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第11条第3項中「旅費の」を削り、「当該過払金」を「、当該過払金」に改め、同条第4項中「、必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は」を「及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第11条を第8条とし、第2章中第12条の前に次の3条を加える。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(市長及び議長(以下「市長等」という。)に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第12条から第18条までを次のように改める。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、前3条又は前項各号に掲げる運賃若しくは費用を要する方法によっては旅行の目的を達成し難い場合であって、旅行者が旅行命令権者の

承認を受けて自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具（職員にあっては任命権者が定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して旅行した場合の移動に要する費用は、規則で定める額により算定した額とする。

3 前項の場合においては、当該移動に要した路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

第19条から第22条までを削り、第23条を第19条とし、第24条を第20条とする。

第25条各号を次のように改める。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が市長等であった場合には、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

第25条を第21条とする。

第26条第1項各号を次のように改める。

- (1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - (2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- 第26条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

第26条を第22条とし、同条の次に次の3条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び法第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条並びに法第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の特例）

第24条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この法律の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの法律の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第25条 旅行命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅行命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該旅行命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第27条を第26条とする。

第28条第1項を次のように改める。

旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第28条第2項中「、当該旅行」を「当該旅行」に、「、又は」を「又は」に、「定める」を「必要と認める」に改め、同条を第27条とする。

第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

(宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する旅費の支給額は、宇土市職員等の旅費に関する条例（平成12年条例第45号）の規定の例による。

第4条第3項を削る。

別表を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表第3に定める額の旅費を支給する」を「宇土市職員等の旅費に関する条例（平成12年条例第45号）の規定の例により旅費を支給する」に改める。

第6条を削る。

別表第3を削る。

(宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する旅費の支給額は、宇土市職員等の旅費に関する条例（平成12年条例第45号）の規定の例による。

別表第2を削る。

(宇土市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 宇土市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（日当を除く。）」を削る。

（宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成12年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する旅費の支給額は、宇土市職員等の旅費に関する条例（平成12年条例第45号）の規定の例による。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（宇土市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の宇土市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の宇土市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

3 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第3条 附則第2条の規定は、第2条の規定による改正後の宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例、第3条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、第4条の規定による改正後の宇土市長等の給与及び旅費に関する条例、第5条の規定による改正後の宇土市証人等に対する実費弁償に関する条例及び第6条の規定による改正後の宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定について準用する。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、職員等の旅費の支給額等を見直すため、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 1 2 号

宇土市行政手続条例の一部を改正する条例について

宇土市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市行政手続条例の一部を改正する条例

宇土市行政手続条例（平成 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 1 5 条第 3 項（第 2 2 条第 3 項（第 2 5 条において準用する場合を含む。）及び第 2 9 条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続法（平成5年法律第88号）の改正に伴い、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号

宇土市文書管理条例の一部を改正する条例について

宇土市文書管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市文書管理条例の一部を改正する条例

宇土市文書管理条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 文書管理システム 電子計算機を用いて、文書の収受、起案、供覧、決裁、保管、保存、廃棄等、文書の管理に関する事務の処理を行うためのシステムをいう。

第4条中「フォルダ管理方式」の次に「(文書管理システムによる管理を含む。)」を加える。

第12条中「文書フォルダ」の次に「(文書管理システム上のフォルダを含む。)」を加える。

第15条第2項を削る。

第17条第1項中「、第20条、第22条及び第23条」を「、第20条第1項及び第22条」に改める。

第20条第2項中「保存文書」を「前項に規定する保存文書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 文書管理システムで処理を行った電磁的記録の保存は、文書管理システムを使用して行うものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

文書管理において、現行の管理方法に加えて、新たに導入する文書管理システムを使用して管理を行うため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 14 号

宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例について

宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例
宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成 15 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇土市情報公開・個人情報保護審査会条例

第 1 条中「し、並びに行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により権限に属させられた事項を処理」を削り、「宇土市情報公開・個人情報保護等審査会」を「宇土市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第 2 条中「並びに行政不服審査法」を削る。

第 3 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 6 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(会議)」を付する。

第 6 条の 2 を削る。

第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項中「(第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる事務に関するものを除く。以下同じ。)」を削る。

第 13 条中「第 6 号」を「第 5 号」に改め、「並びに同項第 5 号に掲げる事務」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 4 条第 2 項の規定による改正前の宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の規定により委嘱された宇土市情報公開・個人情報保護等審査会の委員は、改正後の宇土市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 50 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「情報公開・個人情報保護等審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に、

「

スポーツ推進委員	年	34,900円
----------	---	---------

」を

「

スポーツ推進委員	年	34,900円
行政不服審査審理員	時間	10,000円

」に

改める。

(宇土市情報公開条例の一部改正)

- 4 宇土市情報公開条例（平成11年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「宇土市情報公開・個人情報保護等審査会」を「宇土市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第17条第1項中「宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例」を「宇土市情報公開・個人情報保護審査会条例」に、「宇土市情報公開・個人情報保護等審査会」を「宇土市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(宇土市個人情報保護法施行条例の一部改正)

- 5 宇土市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例」を「宇土市情報公開・個人情報保護審査会条例」に、「宇土市情報公開・個人情報保護等審査会」を「宇土市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

- 6 宇土市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例」を「宇土市情報公開・個人情報保護審査会条例」に、「宇土市情報公開・個人情報保護等審査会」を「宇土市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

提案理由

共同設置されている熊本広域行政不服審査会への加入に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号

宇土市犯罪被害者等支援条例について

宇土市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び本市の区域内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が再び当該犯罪等の加害者から受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、かつ、犯罪被害者等が社会から孤立することのないよう配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

ない。

4 犯罪被害者等支援は、二次被害を生じさせることがないように行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、二次被害が生ずること及び犯罪被害者等が地域社会から孤立することのないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるとともに、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第6条 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との緊密な連携協力を図るものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた福祉サービス等が提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の取扱いについての配慮)

第11条 市、市民等及び関係機関等は、二次被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いについて特に配慮しなければならない。

(未成年者への配慮)

第12条 市は、犯罪被害者等が未成年者であるときは、その者の年齢及び発達の程度に応じて十分な配慮を行わなければならない。

(市民等の理解の増進)

第13条 市は、二次被害の防止、犯罪被害者等支援の必要性等について市民等の理解を深めるため、啓発に努めるものとする。

(民間支援団体の活動の促進)

第14条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に係る情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

(意見の反映)

第15条 市は、犯罪被害者等の意見を把握し、これを犯罪被害者等支援のための施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

犯罪被害者等の支援施策を総合的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第16号

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険税条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第23条第1項中「660,000円」を「670,000円」に、「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「170,000円）」の次に「並びに同条第5項本

文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）」を加え、同項第1号オの次に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 980円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

第23条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号オの次に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 700円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

第23条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号オの次に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 280円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

第23条第2項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 700円

第23条第3項中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第2号中「第5条」を「第4条」に改め、同項4号中「第7条の2」を「第7条」に改め、同項第6号の次に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額

(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条及び」を「、第8条、第9条の2及び」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の宇土市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、令和8年度国民健康保険税から「子ども・子育て支援納付金課税額」を賦課徴収等するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号

宇土市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

宇土市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条・35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等

通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳

児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者

から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又

はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号

宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

宇土市つどいの広場事業の実施場所を宇土市保健センター内へ移転するため、条例を廃止する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号

宇土市予防接種健康被害等調査委員会設置条例について

宇土市予防接種健康被害等調査委員会設置条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市予防接種健康被害等調査委員会設置条例
(設置)

第1条 本市が実施した予防接種による健康被害及び事故（以下「健康被害等」という。）の適正かつ円滑な処理方法を調査するため、宇土市予防接種健康被害等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、医学的見地から調査審議する。

- (1) 予防接種を受けたことにより疾病にかかり、廃疾になり、又は死亡した者（以下「健康被害者」という。）に係る疾病の状況及び診療内容の的確な把握に関すること。
- (2) 健康被害者に対して行うべき応急措置の内容、今後行うべき最善の診療方策及び特別の検査又は剖検実施の必要性に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員4人をもって組織する。

- (1) 宇城保健所長 1人
- (2) 一般社団法人宇土地区医師会から推薦された医師 1人
- (3) 市長又は市職員 1人
- (4) 専門委員 1人

2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第4号の専門委員は、熊本県が推薦する専門医師とし、任期は、健康被害等が発生し、市長が委員を委嘱したときから調査審議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、第3条第2項の規定による任期の間において、最初のものは市長が、2回目以降のものは委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(記録)

第7条 委員会に、会議の経過及び結果を記録した会議録を備えなければならない。

- 2 会議録には、委員長が署名するものとする。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の会議の結果について市長に報告しなければならない。

(秘密保持義務)

第9条 委員又は委員であった者は、正当な理由がなく、委員会の業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

健康増進・食育推進協議会委員

」を

「

健康増進・食育推進協議会委員
予防接種健康被害等調査委員会委員

」に

改める。

提案理由

附属機関の見直しにより、宇土市予防接種健康被害等調査委員会を附属機関として整理したため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第20号

宇土マリーナ条例の一部を改正する条例について

宇土マリーナ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土マリーナ条例の一部を改正する条例
宇土マリーナ条例（平成11年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表(1) 艇置場施設の表を次のように改める。

(1) 艇置場施設

単位：円

種別	単位	一般利用	専用利用
		1隻1日につき	1隻1月につき
ディンギー及び スポーツ用漕艇		500	4,000
上記 以外 の艇	陸置 20フィート未満のもの	970	13,700
	20フィート以上25 フィート未満のもの	1,220	17,200
	25フィート以上30 フィート未満のもの	1,720	24,100
	30フィート以上35 フィート未満のもの	2,450	34,400
	35フィート以上40 フィート未満のもの	3,190	44,700
	40フィート以上45 フィート未満のもの	3,920	55,000
	45フィート以上50 フィート未満のもの	4,670	65,400
	50フィート以上55 フィート未満のもの	5,650	79,200
	55フィート以上のもの	5,650円に54フィートを 超えた1フィートごとに150円を 加算した額	79,200円に54 フィートを超えた1フ ィートごとに2,00 0円を加算した額
単型棧橋	20フィート未満のもの	4,000	—

係留	の		
	20フィート以上25フィート未満のもの	5,000	—
	25フィート以上30フィート未満のもの	7,000	—
	30フィート以上35フィート未満のもの	10,000	—
	35フィート以上40フィート未満のもの	13,000	—
	40フィート以上45フィート未満のもの	16,000	—
	45フィート以上50フィート未満のもの	19,000	—
	50フィート以上55フィート未満のもの	23,000	—
	55フィート以上のもの	23,000円に54フィートを超過した1フィートごとに1,000円を加算した額	—

備考

- 1 この表において「ディングー」とは、艇長が6メートル以下のヨットで、センターボードの上げ下ろしが手動でできるものをいう。
- 2 1日未満、1月未満及び1フィート未満の端数は、それぞれ1日、1月及び1フィートとして計算する。
- 3 本市に住所を有するとともに艇を所有している利用者以外の専用利用料金は、この表の専用利用料金の額に1.1を乗じて得た額とする。

別表(3) 揚降機施設の表を次のように改める。

(3) 揚降機施設

単位：円

種別	単位	上架	下架
上下架1回につき	20フィート未満のもの	1,800	1,800
	20フィート以上25フィート未満のもの	2,200	2,200
	25フィート以上30フィート未満のもの	3,100	3,100
	30フィート以上35フィート未満のもの	4,500	4,500
	35フィート以上40	5,800	5,800

フィート未満のもの		
40フィート以上45 フィート未満のもの	7,200	7,200
45フィート以上50 フィート未満のもの	8,600	8,600
50フィート以上55 フィート未満のもの	10,400	10,400
55フィート以上のもの	10,400円に54 フィートを超えた1フ ィートごとに300円 を加算した額	10,400円に54 フィートを超えた1フ ィートごとに300円 を加算した額

備考

1 1フィート未満の端数は、1フィートとして計算する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行し、同日以後に使用する施設等の使用料について適用する。

提案理由

宇土マリーナにおいて、令和9年度から串型栈橋係留を廃止することに伴い、当該利用料金の規定を廃止するとともに、その他の利用料金も併せて見直すことで、長期的な安定した運営維持を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 21 号

宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について

宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例
(宇土市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 宇土市営住宅条例（平成 9 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 115 条」を「第 155 条の 2 第 2 項又は第 163 条の 4 第 2 項」に改める。

(宇土市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 宇土市特定公共賃貸住宅条例（平成 12 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 115 条」を「第 155 条の 2 第 2 項又は第 163 条の 4 第 2 項」に改める。

(宇土市営単独住宅条例の一部改正)

第 3 条 宇土市営単独住宅条例（平成 30 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 115 条」を「第 155 条の 2 第 2 項又は第 163 条の 4 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 22 号

熊本広域行政不服審査会の共同設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の機関として、熊本広域行政不服審査会を熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村と共同して設置するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

熊本広域行政不服審査会の共同設置について、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本広域行政不服審査会共同設置規約

(共同設置する地方公共団体)

第1条 熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村(以下「関係市町村」という。)は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定による関係市町村の長(以下「関係市町村長」という。)の附属機関を、共同して設置する。

(名称)

第2条 この附属機関は、熊本広域行政不服審査会(以下「審査会」という。)という。

(審査会の執務場所)

第3条 審査会の執務場所は、熊本中央区手取本町1番1号熊本市役所内とする。

(審査会の組織)

第4条 審査会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の任命方法等)

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、熊本市長が任命する。

2 熊本市長は、委員を任命したときは、その旨を関係市町村長(熊本市長を除く。第14条及び第16条第2項において同じ。)に通知する。

3 前2項の規定は、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任命について準用する。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、熊本市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(合議体)

第8条 審査会は、会長が指名する3人以上の委員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成

する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(議事)

第9条 前条第1項又は第2項の合議体は、その合議体を構成する委員の過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 前条第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

3 前条第2項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、熊本市において行う。

(負担金)

第11条 委員の報酬その他の審査会の運営に関する関係市町村の負担金の額は、関係市町村長がその協議により定める。

2 関係市町村は、前項の規定による負担金を、熊本市に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町村長がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第12条 関係市町村のうち、特定の市町村が専ら当該市町村のために審査会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、これに要する経費を、前条第1項の規定による負担金とは別に、熊本市に交付するものとする。

(審査会に関する予算)

第13条 熊本市長は、第11条第1項に規定する負担金及び前条に規定する特定の事務に要する経費その他の審査会に関する予算について、熊本市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(審査会に関する決算報告)

第14条 熊本市長は、審査会に関する決算を熊本市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係市町村長に報告しなければならない。

(審査会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第15条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係市町村は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員等の身分取扱い)

第16条 熊本市は、委員及び専門委員の報酬及び費用弁償その他委員及び専門委員の身分取扱いに関し必要な事項を定める条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係市町村(熊本市を除く。)と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、熊本市が制定し、又は改廃したときは、熊本市長は、これを関係市町村長に通知しなければならない。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、審査会の担任する事務について必要な事項は、関係市町村長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 23 号

熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約

熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第 2 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野の表中(2)の項を次のように改める。

(2) 中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、高次の都市機能の維持・集積及び都市基盤の有効活用に取り組む。
	甲の役割	高次の都市機能の維持・集積を行うとともに、中心市街地の都市基盤の活用を図る。
	乙の役割	高次の都市機能及び都市基盤の活用に甲と連携して取り組むことにより地域の活性化につなげる。

別表第 3 の 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の表に次のように加える。

(2) 機関等の共同設置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第 252 条の 7 第 1 項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第 252 条の 7 第 1 項に規定する規約の定めるところによる。

提案理由

熊本市と宇土市との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 24 号

辺地総合整備計画の変更について

宇土市の辺地総合整備計画(令和5年12月15日策定)の一部を次のとおり変更する。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

辺地に係る総合整備計画を変更するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

辺地別公共的施設整備計画（令和6年度から令和10年度までの5年間）の表中

網津	113	679	284	10.7	辺地の地勢及び住民の日常生活の現況	当地域は、宇土半島山岳部に位置し、周辺を山岳に囲まれている。住居はなだらかな傾斜地に点在しており、森林が多く、林業・果樹栽培が盛んな山間農林地帯である。また、網引地区は飲用水を主に湧水又は表流水から求めているなど文化の恩恵に浴していない地域であり、住民の日常生活面での環境整備が遅れており、その整備が強く要望されているところである。
					道路整備	集落間をつなぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来している。また、道路法面对策工事を行い車両・歩行者の安全確保に努めるものである。

」を

48

網津	113	679	284	10.7	辺地の地勢及び住民の日常生活の現況	当地域は、宇土半島山岳部に位置し、周辺を山岳に囲まれている。住居はなだらかな傾斜地に点在しており、森林が多く、林業・果樹栽培が盛んな山間農林地帯である。また、網引地区は飲用水を主に湧水又は表流水から求めているなど文化の恩恵に浴していない地域であり、住民の日常生活面での環境整備が遅れており、その整備が強く要望されているところである。
					道路整備	集落間をつなぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来している。また、道路法面对策工事を行い車両・歩行者の安全確保に努めるものである。
					観光、レクリエーションに関する施設	宇土市健康福祉館（あじさいの湯）は、開館から約30年が経過し、主要部分の木部腐朽や設備の老朽化が進行している。市民の健康増進拠点として今後も持続的に運営するためには、早急な改修及び設備の更新が必要であり、更に施設の魅力向上や新たな利用者獲得を目的としたリニューアルを実施するものである。

」に改める。

辺地別公共的施設整備計画（令和6年度から令和10年度までの5年間）の表中

網津辺地	道路	6～10	法対策工事 L=100m、H=3.0m 道路改良舗装 L=500m、W=4.0m	67,100		67,100	67,100
------	----	------	---	--------	--	--------	--------

」を

網津辺地	道路	6～10	法対策工事 L=100m、H=3.0m 道路改良舗装 L=500m、W=4.0m	67,100		67,100	67,100
	健康福祉館 施設改修事業	8～9	設計業務委託・改修工事	501,614		501,614	501,500

」に改め、

49

合計				2,477,712	0	2,477,712	2,389,900
----	--	--	--	-----------	---	-----------	-----------

」を

合計				2,979,326	0	2,979,326	2,891,400
----	--	--	--	-----------	---	-----------	-----------

」に改める。

議案第 25 号

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 10 号）について

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 10 号）を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 26 号

令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 27 号

令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について

令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 28 号

令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 29 号

令和 7 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 30 号

令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 31 号

令和 7 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第32号

令和8年度宇土市一般会計予算について

令和8年度宇土市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第33号

令和8年度宇土市国民健康保険特別会計予算について

令和8年度宇土市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第34号

令和8年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について

令和8年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第35号

令和8年度宇土市介護保険特別会計予算について

令和8年度宇土市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第36号

令和8年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第37号

令和8年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

令和8年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 38 号

令和 8 年度宇土市水道事業会計予算について

令和 8 年度宇土市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 39 号

令和 8 年度宇土市下水道事業会計予算について

令和 8 年度宇土市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。